

1 この明細書の用途等

この明細書は、第7号の2様式（その2）の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

(1) この明細書の各欄に記載すべき金額は、第7号の2様式（その2）の明細書及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。

(2) 「法人名」欄

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式（その2）の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

(3) 次の各欄においては、次の法人の区分に応じた金額を記載してください。

「道府県民税の控除限度額③」欄

法人の区分		記載すべき金額
控除限度額の計算方法	法人の種類	
地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第6項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第7項本文	特別区のみ に事務所等を有する法人	①の欄の金額×7.0% ※1
	その他の法人	①の欄の金額×1.0% ※1
政令第9条の7第6項ただし書又は令和2年旧政令第9条の7第7項ただし書	特別区のみ に事務所等を有する法人	①の欄の金額×（申告書で適用した都民税法人税割の税率）
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人	第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額
	特別区と都内の市町村の双方に事務所等を有する法人	
	その他の法人	①の欄の金額×（申告書で適用した道府県民税法人税割の税率）

※1 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、「7.0」とあるのは「12.9」と、「1.0」とあるのは「3.2」と読み替えてください。

「市町村民税の控除限度額④」欄

法人の区分		記載すべき金額
控除限度額の計算方法	法人の種類	
政令第48条の13第7項本文又は令和2年旧政令第48条の13第8項本文	特別区のみ に事務所等を有する法人	この欄の記載は不要です。
	その他の法人	①の欄の金額×6.0% ※2
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書	特別区のみ に事務所等を有する法人	この欄の記載は不要です。
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人	第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額
	特別区と都内の市町村の双方に事務所等を有する法人	
	その他の法人	①の欄の金額×（申告書で適用した市町村民税法人税割の税率）

※2 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、「6.0」とあるのは、「9.7」と読み替えてください。

「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄

「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄、「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次の表に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載してください。

		「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄	「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄
イ	この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合	政令第9条の7第8項及び第48条の13第9項又は令和2年旧政令第9条の7第9項及び第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の金額	政令第9条の7第8項及び第48条の13第9項又は令和2年旧政令第9条の7第9項及び第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の⑫の欄の金額
ロ	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合	政令第9条の7第17項及び第48条の13第18項又は令和2年旧政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑮の欄の金額	政令第9条の7第17項及び第48条の13第18項又は令和2年旧政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の⑯の欄の金額